

新経済学部学生特別表彰に関する内規

制 定 新経済学部教授会
2021年11月18日

(趣旨)

第1条 この内規は、新経済学部において特に優れた成果を収めた学生の特別表彰に関し必要な事項を定める。

(卒業時の成績優秀者特別表彰)

第2条 卒業時において、次に掲げるすべての要件を満たす者は、成績優秀者として特別に表彰する。

- (1) 人物及び品行が優良であると認められること。
- (2) 卒業時における通算のG P Aが3.8以上であること。

2 前項の規定は、早期卒業者にも適用する。

(優秀卒業研究特別表彰)

第3条 優れた卒業研究の成果を提出した者は、特別に表彰する。

2 前項の表彰人数は、若干名とする。

(新経済学部長特別表彰)

第4条 前2条に定めのあるもののほか、新経済学部長が教育上有益であると認めるときは、教授会の承認を得て、該当する者を特別に表彰することができる。

(表彰の方法)

第5条 この内規に定める特別表彰を受ける者には、賞状及び副賞を授与する。

2 副賞の内容は、教授会が定める。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)